



日本だから、できる。
あたらしいオリンピック!

平成 2 1 年 2 月 1 9 日
監 査 事 務 局

議会对応職員の宿泊施設の借上料の支出を違法・不当として 必要な措置を求める住民監査請求の監査結果について

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日付けで後藤雄一氏から提出された住民監査請求について、監査委員から、次のような監査結果が出されましたのでお知らせします。

結 論（請求には理由がない。いわゆる棄却）

（ 1 ）結論

議会对応により生じた職員の宿泊にかかる宿泊施設の借上料の支出が地方自治法に違反するなどとして、必要な措置を求める請求人の主張には理由がない。

（ 2 ）意見

職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊する場合に、局によっては、総務局長決定の「宿泊基準」の範囲内で借上料の支出を行っている事例も見られることから、東京オリンピック・パラリンピック招致本部、福祉保健局、病院経営本部、水道局及び教育庁においては、宿泊基準の趣旨・目的を踏まえ、経済性の観点から、基準の範囲内で借上料の支出に努めていくべきである。

請求の内容

請求人は、議会对応により生じた職員の宿泊にかかる宿泊施設の借上料の支出が地方自治法第 2 条第 1 4 項に違反するなどとして、必要な措置を求めた。

監査対象局

知事本局、東京オリンピック・パラリンピック招致本部、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び選挙管理委員会事務局

連絡先 監査事務局総務課

三浦 都庁内線 55-511 直通 03-5320-7011

中野 都庁内線 55-512 直通 03-5320-7018

* 判断要旨については裏面を、全文については別添の監査結果をご覧ください。

判断要旨

1 議会对応のために宿泊することについて

議会对応のための宿泊は、円滑な都政の遂行上、やむを得ないものと認められるが、必要最少限度に止めるよう配慮すべきである。

2 上限額の範囲内のものについて

知事本局等19局にかかる、総務局長決定の「宿泊基準」で定める上限額の範囲内で、議会对応のための職員の宿泊施設の借上料を支出したもの(計2,143泊)については、いずれも基準に則っているものと認められる。

また、借上料の金額は、上限額を下回るものも相当数あり、上限額又は上限額に近い金額を意図的に支出しているものとも認められない。

3 職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊し、上限額を超過したものについて

東京オリンピック・パラリンピック招致本部、福祉保健局、病院経営本部、水道局及び教育庁にかかる、職層の異なる職員が同一宿泊施設に宿泊し、上限額を超過する借上料を支出したもの(計95泊)については、いずれも、上司との密接かつ迅速な連絡調整を行う必要性から宿泊したためであり、基準には則っているものと認められる。

しかし、当該5局を除く監査対象局の中には、職層の異なる職員が庁舎付近の同一の宿泊施設に宿泊しながら、基準の範囲内で借上料を支出している事例も見られることから、別項のとおり意見を付する(意見は前頁参照)。

4 その他の事由により上限額を超過したものについて

福祉保健局、中央卸売市場、下水道局及び選挙管理委員会事務局にかかる、その他の事由により上限額を超過する借上料を支出したもの(計6泊)については、いずれも、議会对応のため、急きょ宿泊する必要が生じたが、上限額を超過する借上料の宿泊施設しか残っておらず、やむを得ず宿泊したためであり、基準に則っているものと認められる。